

若い世代に向けたライフデザイン啓発業務委託仕様書

1 業務名

若い世代に向けたライフデザイン啓発業務

2 目的

本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあるように、晩婚化が進んでおり、妊娠を望んでいても妊娠が難しい状況になるケースが生じている。若い世代が、自身の判断で結婚するか、子どもをもつかについて選択できるよう、早い段階で、ライフデザインを描けるようにすることが必要である。

本業務では、若い世代がライフデザインへの知識・情報を取得した上で、将来の生き方、働き方、結婚、出産、育児などライフデザイン全体を主体的に考え、描くことができるよう支援することを目的とする。

3 業務内容

本委託業務の内容は下記（１）（２）のとおり。これを踏まえ、「①実施方針」、「②コンテンツ」、「③実施体制」、「④実施スケジュール」を提案すること。

なお、事業実施に当たっては、県と協議の上決定すること。

（１）若い世代向けのライフデザインセミナーの実施

ア 対象者

県内の大学生（専門学校生含む）及び県内企業の若手社員（２０～３０代）とする。

※県内企業については、県が指定する企業の中から選定すること。

イ 実施回数

- ・大学生（専門学校生含む）向け：２回以上（各回５０名程度）
- ・社会人向け：２回以上（各回３０名程度）

ウ 内容

次の内容を踏まえたカリキュラムにすること。

- ・子ども家庭庁における「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ 議論のまとめ（最終報告）」や「プレコンセプションケア推進５か年計画（案）」を踏まえた内容とすること。
- ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事といった様々なライフイベントやワーク・ライフ・バランスについて、具体的な将来像をイメージできる内容とすること。
- ・将来のライフイベントについての漠然とした不安を解消し、自身のライフデザインについて前向きに考えることができる内容とすること。
- ・様々なライフイベントに柔軟に対応できる自信がつくような内容とすること。
- ・特定の価値観の押し付けとせず、多様な価値観に触れる内容とすること。
- ・主体的にライフデザインについて考える機会となる内容とすること。
- ・その他受講対象者に合わせた内容とすること。

エ その他

- ・セミナーの受講先の開拓については、受託者において行うこととし、調整等は丁寧に行うこと。ただし、県からセミナーの受講先の指定があった場合は、原則として対応すること。なお、県から指定があり、実施したセミナーについては、上記イの実施回数に含めることができるものとする。
- ・案内用のチラシ等を作成の上、可能な限り多くの方に参加していただけるよう、周知すること。
- ・原則対面開催とするが、状況に応じてオンラインによる開催も可能とする。開催方法については、県と協議の上決定すること。
- ・参加者アンケートを実施すること。内容については県と協議の上決定する。

(2) 報告書の作成

ライフデザインについて、受講者だけでなく広く県民へ普及啓発を図るため、セミナー毎に報告書（概要版）を作成すること。

また、すべてのセミナー完了後に、すべてのセミナーの内容を踏まえた報告書を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 成果品

提出する成果品は次のとおりとし、紙媒体（2部）及び電子データで提出すること。

(1) 報告書（概要版） ※各セミナー終了後1か月以内に提出

(2) 報告書（全体版）

実施したセミナーの開催日程・会場、参加者数、セミナー内容、配布資料（レジュメ）、アンケート等をまとめた報告書

(3) 収支精算書（収支の内容が確認できるもの）

※受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

6 その他

- (1) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- (2) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (3) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。

- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。
契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (6) 当該事業は、こども家庭庁のR7年度地域少子化対策重点推進交付金（別添「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」参照）を活用した事業であり、事業経費が当該交付金の対象経費となっていることが必須である。そのようなことから、実績報告書等を提出する際に収支精算書も併せて提出させ、当該交付金の対象経費であることの確認をした上で、精算をする（精算の範囲は委託業務全体が対象）。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。